

第5節 児童福祉施設等

本節は、子供、高齢者、障害者等が多数利用する児童福祉施設等の基準について定めたものです。

(廊下の幅)

第32条 児童福祉施設等(居住又は寄宿の用に供するものに限る。次条において同じ。)の用途に供する木造建築物等の階で、その階における寝室の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下(両側に寝室があるものに限る。)の幅は、1.6メートル以上としなければならない。

本条は、政令第119条に規定されていない児童福祉施設等(居住又は寄宿の用に供するものに限ります。)の用途に供する建築物のうち、木造建築物等で寝室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における共用廊下の幅について定めたものです。政令第119条の規定を強化したものとなっています。

なお、「木造建築物等」については第22条(木造等の校舎と隣地境界線との距離)で定義しています。

両側に寝室がある場合の廊下の幅は1.6メートル以上とする必要があります。幅については実際の有効幅をいいます。

それ以外の場合の廊下の幅については、第16条(廊下の構造)で規定しています。

(主要な出口)

第33条 児童福祉施設等の用途に供する建築物の避難階においては、主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 主要な出口から道路に通ずる敷地内通路の幅員が、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める数値以上あり、安全上及び避難上支障がないと認められる場合

児童福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計	敷地内通路の幅員
100平方メートル以内のもの	1.5メートル
100平方メートルを超え300平方メートル以内のもの	2メートル
300平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	3メートル
500平方メートルを超えるもの	4メートル

(2) 周囲に公園、広場その他の空地があり、市長が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合
2 前項の建築物が開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されている場合における同項の規定の適用については、その区画部分をそれぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通ずる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅員については、共用に係る区画部分を一の建築物とみなして同項第1号の規定を適用する。

本条は、災害時における避難の安全を考慮して、一定規模を超える児童福祉施設等(居住又は寄宿の用に供するものに限ります。)について主要な出口から道路等に至るまでの基準を定めたものです。

第1項

主要な出口(屋外階段からの出口を含みます。)は道路に面している必要があります。ここで、「道路に面する」とは、主要な出口が道路に平行して位置し、通行可能な幅(W)が1.5メートル以上、かつ、

その出口と道路までの距離(D)以上であり、敷地と道路等との間に高低差がないものをいいます(図1)。

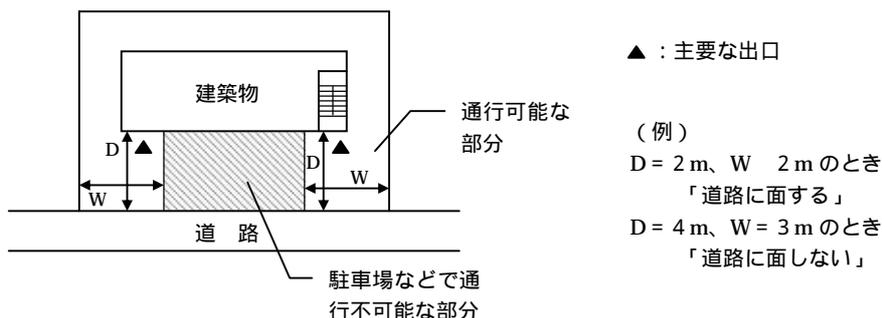


図 1

ただし書きでは、主要な出口が道路に面していない場合の緩和規定を定めています。

第1項第1号

敷地内通路を設けた場合による緩和規定です。

児童福祉施設等の用途に供する部分の床面積の合計に応じて、表に掲げる幅員以上の安全上及び避難上支障がない敷地内通路(W)を確保した場合には、緩和規定を適用できるものとします(図2)。

敷地と道路の間に高低差があり、通常の通行が不可能な場合には道路に通ずるとはみなされず、表に掲げる幅員以上の階段又はスロープ等を、敷地内通路(W)の一部として整備する必要があります(図3)。

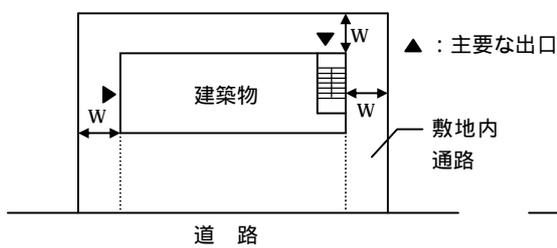


図 2

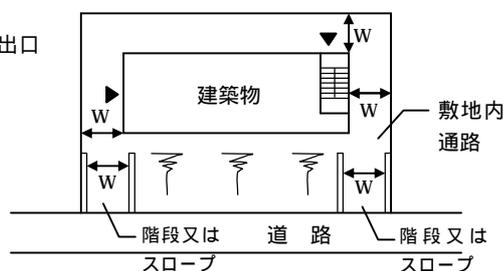


図 3

なお、敷地内通路については、原則として青空空地としなければなりません。

第1項第2号

市長の認定による緩和規定です。

敷地の周囲に公園、広場その他の空地を有し、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めた場合は、市長の認定により緩和規定を適用できるものとします。

第2項

第1項の出口について、その建築物が政令第117条第2項の規定と同様に区画されている場合の取扱いを定めたものです。この場合、当該区画ごとに第1項の規定を適用します(図1)。

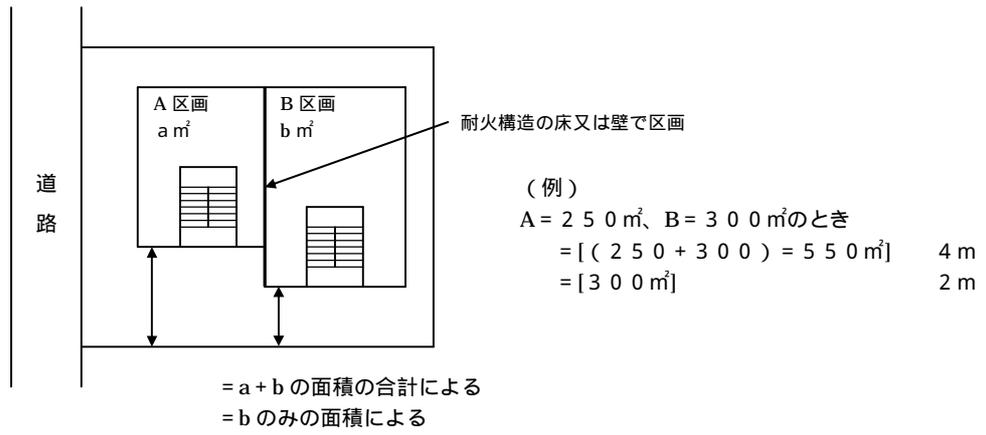


図 1